

特別養護老人ホーム椿寿荘 利用料金表（1割負担）

令和3年8月1日 改定

要介護度	利用者負担 減額区別	① 基本料金 (日額)	② 食費 (日額) ※1	③ 居住費 (日額)	合計(日額) ④=①+②+③	月額(30日で試算) ⑤=④×30 ※2
要介護1	第4段階	661	1,445	2,006	4,112	123,360円
	第3段階②		1,360	1,310	3,331	99,930円
	第3段階①		650	1,310	2,621	78,630円
	第2段階		390	820	1,871	56,130円
	第1段階		300	820	1,781	53,430円
要介護2	第4段階	730	1,445	2,006	4,181	125,430円
	第3段階②		1,360	1,310	3,400	102,000円
	第3段階①		650	1,310	2,690	80,700円
	第2段階		390	820	1,940	58,200円
	第1段階		300	820	1,850	55,500円
要介護3	第4段階	803	1,445	2,006	4,254	127,620円
	第3段階②		1,360	1,310	3,473	104,190円
	第3段階①		650	1,310	2,763	82,890円
	第2段階		390	820	2,013	60,390円
	第1段階		300	820	1,923	57,690円
要介護4	第4段階	874	1,445	2,006	4,325	129,750円
	第3段階②		1,360	1,310	3,544	106,320円
	第3段階①		650	1,310	2,834	85,020円
	第2段階		390	820	2,084	62,520円
	第1段階		300	820	1,994	59,820円
要介護5	第4段階	942	1,445	2,006	4,393	131,790円
	第3段階②		1,360	1,310	3,612	108,360円
	第3段階①		650	1,310	2,902	87,060円
	第2段階		390	820	2,152	64,560円
	第1段階		300	820	2,062	61,860円

(被爆者手帳をお持ちの方は、「②食費」と「③居住費」のみの料金となります)

※1 これに加えて各種加算の算定を行ったものが料金となります。詳しくは、裏面加算一覧をご覧ください。

利用者負担段階	介護保険負担限度額認定証について (毎年7月までに市役所等で更新が必要です)
第1段階	老齢年金受給者、生活保護受給者
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方
第4段階	上記に該当しない方

※配偶者も市民税非課税者であること

※預貯金額によっては助成が受けられない可能性もあります。(詳しくは市町村へお尋ねください)